

企業年金部会の設置について

1. 設置の趣旨

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」）」に基づく厚生年金基金制度の見直しについては、平成26年4月の施行を予定しており、今後施行に向けた詳細な制度設計の検討を進める必要がある。また、健全化法においては、厚生労働大臣が厚生年金基金に係る特例解散の認定等をする場合は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くことが法定されている。

さらに、こうした健全化法の施行に向けた準備と併せて、公的年金制度の在り方の議論を踏まえつつ、今後の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方等についてもより専門的な見地から議論を進めていく必要がある。

このため、社会保障審議会に、企業年金制度等についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年秋に部会を設置し、まずは健全化法の施行に向けた制度設計（厚生年金基金の特例解散の認定要件や第三者委員会の設置等）について議論を開始する（月1回程度での部会開催を予定）。

あわせて、企業年金制度全般の在り方等についても、公的年金制度の議論の動向を踏まえて、議論を開始することを予定している。